

参議院大蔵委員会議録第七号

(八九)

第四十八回

昭和四十年二月二十三日(火曜日)

午前十時三十七分開会

委員の異動

二月十九日

小宮市太郎君
補欠選任

小宮市太郎君

野薄 勝君

委員長
理 事
委 員

出席者は左のとおり。

西田 信一君

佐野 廣君

成瀬 輝治君

青木 一男君
大竹平八郎君
太田 正孝君
津島 寿一君
島畠徳次郎君
堀 末治君
野瀬 勝君
鈴木 山藏君

政府委員
大蔵政務次官
中小企業庁次長
事務局側
常任委員会専門
員

鍋島 直紹君

影山 衛司君

坂入長太郎君

説明員
外務省条約局条
約課長

大蔵大臣官房財
務調査官

吉国 二郎君
塩谷 忠勇君

○委員長(西田信一君)　ただいまから大蔵委員会を開催いたします。委員の異動について御報告いたします。
去る十九日、小宮市太郎君が辞任され、その補欠として野瀬勝君が委員になりました。

○委員長(西田信一君)　酒税の保全、及び酒類業組合、等に関する法律の一部を改正する法律案を組合、等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その理由と内容の大要を申し上げました。何とぞ

大蔵省主税局長 大倉 真隆君
中小企業庁計画 部長 荒玉 義人君

大蔵省主税局長 大倉 真隆君
中小企業庁計画 部長 荒玉 義人君

本案は、去る十七日予備審査のため付託せられました。それでは、まず本案の提案理由の説明を聴取いたします。鍋島大蔵政務次官。

○政府委員(鍋島直紹君)　ただいま議題となりました酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

○委員長(西田信一君)　以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたしました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたしました酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

○委員長(西田信一君)　以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたしました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたしました酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

○委員長(西田信一君)　日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案、以上参議院先議の四案を一括議題といたします。

四案につきましては、すでに提案理由の説明は聽取いたしております。

まず、四案につきまして補足説明を聴取いたしました。吉国財務調査官。

○説明員(吉国二郎君)　アメリカ合衆国、スウェーデン、カナダ、フランス四国との間の租税条約の実施に伴います特例法案につきまして、補足説明を申し上げます。

この四つの特例法のうち、アメリカ合衆国に関するものとスウェーデンに関するものは、御承知のとおり、条約の修正に伴うものでござります。アメリカとの関係のものは、したがいまして、從来の法律を一部改正する法律案となつております。スウェーデンに関しましては、条約の改正に

○委員長(西田信一君)　酒税の保全、及び酒類業組合、等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告いたしました。

○委員長(西田信一君)　酒税の保全、及び酒類業組合、等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その理由と内容の大要を申し上げました。何とぞ

よりまして從來の法律の内容がすべて変わることになりますので、全文改正する形にいたしております。カナダ、フランスは新しい条約でございますので、新しく制定をする法律ということになります。

なお、アメリカ、カナダの関係の法律案は、所 得税法及び法人税法の特例になるわけでござりますが、スウェーデンとフランスに関しましては、地方税を二重課税防止の範囲の中に取り入れましたので、この二法案は地方税法の特例をも含めておるわけでございます。

以下、なおこの特例法の性格について簡単に御 説明申し上げますと、御承知のとおり、条約は、所 得税法をいたしまして実施に移されるとなるならば、国内法としての効力を持つわけでございま す。しかし、この租税条約におきましては、一定 の資産所得等につきまして課税の税率の上限を規定しているものがあるわけでございます。利子所 得については、その収入の一〇%をこえて課税を ます。したがいまして、条約におきましては上限 は規定しておりますが、下のほうは下限というも のがない。国内法がもしこの上限よりも低い税率 ですでに課税をいたしておりますとすれば、国内 法の制定は要らないわけでございますが、国内法 の税率がこの上限よりも高い場合は、国内法は条 約の実行に伴いましてその適用を失われます。 で、あらためて国内法で幾らの税率で課税するか を規定いたしませんと、その適用すべき税率がな いことになります。そのため、条約に重ねてこ こに特例法をつくるということになるわけでござ います。なお、補足的に諸手続等を整備するため にこの法律を一部用いるということになつていいる わけでございます。この四つの法律案の性格はそ のようなものと御理解願いたいと思います。

最初に、アメリカとの関係の租税条約の実施に

関する特例法の一部改正について、御説明申し上 げます。

このアメリカとの間の条約は、今回の改定は第 三次の改定議定書に基づくものでございます。こ の改定議定書につきましては、三十七年の八月十四日に東京においてすでに署名が済んでおりま す。実は相手国側の批准に関する手続がおくれて おりました。第二次の議定書に関する手続がおく れておりますので、第二次までの分はここで条 約について御承認を得、また特例法もお定め願つ たわけでございますが、第三次の分につきまして は、先方の手続が済むまで待っておりました。関係 で、約二年近くおくれたというかこうになって おります。

今回の改定のおもなる点は、利子所得と配当 所得に対する課税関係が改定されたおもなる点でござります。

まず第一に、従来利子またはロイアルティーの 使用料といつたものに対する税率を一五%、百分 の十五をこえてはならぬということにしておりま したが、今回これを百分の十に改めたわけでござ います。その関係が最初の部分でございます。

第二に、第三条に基づきまして、配当所得に対 する所得税率の特例を規定しておりますが、御承 知のように、従来のアメリカとの条約におきまし ては、条約を締結いたしました当時の空氣情勢か ら申しまして、いわゆる国際的な間接投資、株式 等に対する投資というものを促進したいという意 味から、やや片面的な規定となつておりました。 すなわち、アメリカの居住者が日本の法人の配 当を取得いたします場合には、わが国においては これに対して源泉徴収を行なわない。そのかわり に、アメリカにおいてはわが国の法人から受け取 りました配当につきまして五%の配当控除を特 に認める。ただ、日本の国内法とちょっと違いま すのは、この二五%相当額を所得にグロースアップ する、この点が違つております。大体日本の配当 控除の制度をアメリカでも認めるようにといふこ

とにいたしております。当時のアメリカ国内法に おきましては、配当についてさような配当控除を 認めていかつたわけでございますので、アメリ カとしては非常な異例な措置であるということによ ります。

まず、第一条をござりますと、ここで利子あるいはロイアルティーに対する使用料等につきまして、百分の二十の原則税率を百分の十 五と申しますか、片寄った形でございまして、わが 国の関係から見ると、どうも不平等な形になつて おります。しかし、これはそういう形でアメリカ の投資者をわが国の株式等に誘引するという趣旨 があつたわけでございます。しかし、その後の経 過を見ますと、国際収支上の問題といつしまして は、いわゆる直接投資の形が非常に多くて、実際 上直接投資によつてわが國への投資は行なわれて いる状況でございます。そういう観點から、今回 は、いわゆる直接投資の形が非常に多くて、実際 上直接投資によつてわが國への投資は行なわれて いる状況でございます。そういう観點から、今回 につきましては百分の十五以下の税率で課税をす る、源泉徴収をいたしまして、配当控除のような 制度はお互いに国内法にまかせるというふうに改 めたわけでございます。それが第三条の規定でござ います。したがいまして、現在国内法では非居 住者に対する配当の税率は一〇%となつております から、今回の規定に基づきまして、これを一五% に軽減する特例を新しくこの法律に規定をするこ とにいたしたわけでございます。

なお、附則にございますが、この従来の配当の 取り扱いが非常に変わってまいりまして、その後 の間接投資に対して影響を与えると困るというこ とにいたしたわけでございます。

次に、スウェーデンについて御説明申し上げま す。

スウェーデンにつきましては、先ほど申し上げ

認めていかつたわけでございますので、アメリ カとしては非常な異例な措置であるということによ ります。

まず、第一条をござりますと、ここで利子あるいはロイアルティーに対する使用料等につきまして、百分の二十の原則税率を百分の十 五と申しますか、片寄った形でございまして、わが 国の関係から見ると、どうも不平等な形になつて おります。しかし、これはそういう形でアメリカ の投資者をわが国の株式等に誘引するという趣旨 があつたわけでございます。しかし、その後の経 過を見ますと、国際収支上の問題といつしまして は、いわゆる直接投資の形が非常に多くて、実際 上直接投資によつてわが國への投資は行なわれて いる状況でございます。そういう観點から、今回 は、いわゆる直接投資の形が非常に多くて、実際 上直接投資によつてわが國への投資は行なわれて いる状況でございます。そういう観點から、今回 につきましては百分の十五以下の税率で課税をす る、源泉徴収をいたしまして、配当控除のような 制度はお互いに国内法にまかせるというふうに改 めたわけでございます。それが第三条の規定でござ います。したがいまして、現在国内法では非居 住者に対する配当の税率は一〇%となつております から、今回の規定に基づきまして、これを一五% に軽減する特例を新しくこの法律に規定をするこ とにいたしたわけでございます。

なお、附則にございますが、この従来の配当の 取り扱いが非常に変わってまいりまして、その後 の間接投資に対して影響を与えると困るというこ とにいたしたわけでございます。

次に、スウェーデンについて御説明申し上げま

すのは、この二五%相当額を所得にグロースアップ する、この点が違つております。大体日本の配当 控除の制度をアメリカでも認めるようにといふこ

とにいたしております。当時のアメリカ国内法に

日本の会社に貸し付け金をしておるという場合におきまして、その利子、配当所得は、アメリカとの条約の例で申しますと、すべて恒久的施設、支店の所得に合算されますが、スウェーデン、フランス、カナダの条約では、その貸し付け金の利子なり配当所得が支店に帰属すべきもの、支店の事業に關係して保有しておるものである限りは、これを分離いたしまして一五%の、あるいは一〇%の税率で制限を受けるわけでござります。ただ、わが国内法におきましては、一般的恒久施設を有するものについて、所得税、法人税とも他の所得と合算して申告しなければならないことになつておりますので、そなたいたしますと、国内法の手當といつしましては、これらの合算した申告の中から恒久的施設に帰属いたしません利子、配当等につきまして、それを取り出して特別に軽減をする必要があるわけでござります。その規定が四条、五条に規定したということをございま

なお、その計算方法は、使用料、利子あるいは配当にかかる部分の所得税額というものを計算する方法といたしまして、これらの所得をすべて総合した場合の税額と、これらの所得を取り入れない場合の所得税額を計算いたしまして、その差額がこれららの所得にかかる税額である、こうみなしまして、それらの所得に対し一〇%あるいは一五%の税率を適用した場合に、それらの税額が超過いたしておりますればその部分を軽減するという趣旨のものでございます。

なお、その第五条、六条は、それと同時に、地方税との関連をも規定してあるわけでございまして、御承知のように、個人の所得に關しましては、住所がない場合には市町村民税は課せられないということになつておりますので、特別の規定を要しないわけでございますが、法人の場合は、スウェーデンの場合には、法人税の特例につきましては、法人税だけでなく、道府県民税、市

町村民税も同時に二重課税で配慮いたさなければならぬわけでございます。両方合わせて、資料及び利子に関しましては百分の十、それから配当のうちの一般の配当につきましては百分の一五を限界といたすわけでござります。したがいまして、地方税につきましての計算を標準税率で計算することにいたしまして、それぞれの国税及び地方税における税率の限界を定めたのが、この五条、六条の規定でございまして、使用料及び利子等に關しましては、国税は法人税の関係では百分の八・八を限界税率とする。これに対しましては、方税の法人税割りは、法人税額に対して合計で百分の十三・五でござりますから、分けまして、道府県民税は百分の五・四、市町村民税は百分の八・一ということになるわけで、それを法人税率に適用いたしまして百分の一・二、もとに對しては地方税部分が一・二という計算になるわけでござります。百分の十五の場合には、法人税のほうが十分にございまして、地方税のほうは合計いたしますと、所得に対する税率はほぼ一・八という数字になります。

以上、スウェーデンに関する説明を終わることにいたします。

次が、カナダでございますが、カナダも、いまの地方税の部分を除きますと、スウェーデンのものとよく似ております。

簡単に申し上げますと、第一条におきまして、配当、利子、使用料等に対する所得税の税率の特例がございます。カナダとの条約は、配当、利子、使用料等一括して百分の十五で制限をいたしております。したがいまして、ここでは利子も配当も事実百分の十五ということになつておりますので、総合をいたした場合の軽減に関する規定です。同じく、カナダにおきましても、いわゆる帰属主義、アトリビュータブル方式をとっております。したがいまして、この事業譲渡類似の株式譲渡につきましては、条約でその収入金額の百分の二十五に税率を制限いたしております。したがいまして、わが国の法人についてこのようなことが起つた場合には、相手国の法人はこの所得を申告しなければなりませんが、法人、個人とともにございますが、第三条に規定してございまして、この場合は、その部分については収入金額の百分の十五に相当

する税額にとどめて軽減をするという趣旨が第三条に規定してございます。

次は、フランスでございますが、フランスもほぼスウェーデンと似たかこうになつております。

まず、配当に對しましては、フランスにつきましては百分の十五、それから利子、使用料に對しましては百分の十という軽減税率を規定しております。

それから、同じく四条におきまして、総合をいたしました場合の軽減の規定がござります。

まず、配当に對しましては、フランスにつきましては百分の十五、それから利子、使用料に對しましては百分の十という軽減税率を規定しております。

以上、はなはだ簡単でございますが、四法案につきまして、補足説明を終わらしていただきたいと思います。

○委員長(西田信一君) 以上で補足説明は終わりました。

これより四法案を一括質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○成瀬幡治君 質問というよりも、私は第一に資料をほしいのですが、第一点は、たとえばアメリカとの関係は一九六二年に行なわれているようですが、たとえば出でくるフランスは一九六四年の十一月十七日ですか、十一月二十七日ですね、二十七日になつています。そこで、一体フランスの国会が、あるいはそういうこの関係にあるスウェーデン、あるいはアメリカ、あるいはカナダは、もう法律案を向こうが通しておるのか、通っていないのかということ。もし通つておるとするならば、これはいつ、条約はどうなつておるか、内法の整備はいつ終わっているかということをまず知らしていただきたいということが第一点です。資料としていただきたい。

それから、二つ目に資料としてお願いしたい点は、一体日本の人人がこの四カ国に個人または法人でどういうふうに、どのくらい投資しておつて、それが投資の場合、あるいは工業権の所有、そういうものがあるが、それがどのくらいあるのかということを

こと。そして、それを日本国内に投資しておつたときと、得るその結果は、フランスにしたほうが得になるのか、あるいは国内のほうが得になる

か、その比較したものが資料としてほしいと思

うのです。これは日本人の場合ですね。それから、立場を逆に変えて、たとえばフランス人が日本に

そうやったほうが得なのか、国内でやったほうが得になるのか、その比較が両方できると思います。が、そういう資料がほしいと思います。

○説明員(吉国二郎君) ただいまのお話でござい

ますが、第一点についてはちょっと口頭で申し上げておきますと、アメリカはこれについては国会の手続を終了いたしております。

○成瀬幡治君 それは条約の承認も……。

○説明員(吉国二郎君) やはり条約の手続も、承認もされておるわけでございます。したがいまし

て、こちらで条約の承認を得られますと、直ちに批准の手續がとれるというところになっております。

○成瀬幡治君 国内関係法までそれは整備されておりますかな、所得税法まで。

○説明員(吉国二郎君) アメリカは一般的な関係法がござりますので、特例法が要らないという形

になります。条約だけ済めば済むわけでござります。

それから、スウェーデンがやはり国会で日本と同様に審議中でござります。それから、フランス、カナダがまだちょっと国会に出でていない段階でございます。

○成瀬幡治君 それは向こうがわからぬと、相手

國がやらぬとこちらもやれぬわけだ。

○説明員(吉国二郎君) 向こうもかける予定でござります。

○成瀬幡治君 それは向こうがわからぬと、相手

國がやらぬとこちらもやれぬわけだ。

○説明員(吉国二郎君) 向こうもかける予定でござります。

○成瀬幡治君 それは向こうがわからぬと、相手

國がやらぬとこちらもやれぬわけだ。

○成瀬幡治君 税法の点でいい。

○説明員(吉国二郎君) 日本は税額控除の規定がございますから、どちらにいたしても同じことにいろいろな問題を引き起こしてくるだろう。やはりこのもとになるべく、要するに通商航海条約の質問ですけれども、つまり、いま日本との間にける通商航海条約ですね、これが期限が切れておる現状を一体どうするかという問題がしばしば問題になつてゐるのですけれども、これと現在の特例法との関係というのはどういうことになつてゐるのか。

○説明員(吉国二郎君) 御承知のとおりでございまます、日本とアメリカとの関係に関する特例法の効力のことに関する御質問がございましたので、二十五条に規定がござりますように、最初十年間の効力を有するということが書いてござります。で、「その後は、本条で定めるところにより終了するまで効力を存続する。」と書いてござります。その第三項に、その存続する場合の規定がございまして、いずれか一方の締約国が相手方に對して一年前の予告を与えることによつて終了するといふたてまえになつております。したがつて、現在のところこの予告が行なわれておりませんので、通商航海条約は依然として存続しておるという関係にござります。

○鈴木市藏君 つまり、この通商航海条約がきわめて不平等なもので不都合なものだから、これをやはり平等の立場で改定しなければならぬということが強く呼ばれている今日、このいなならばもと条約ともいふべきものがいまのような状態のもとにおいて、こうした特別法みたいなものだけが

先行していくという行き方については、まあこれは議論になりますからやめますけれども、これはいろいろな問題を引き起こしてくるだろう。やはりこのもとになるべく、要するに通商航海条約とてみたいたいと思ひます。

○鈴木市藏君 ちょっと質問が二、三あるのですがね。おもにアメリカとの関係に関する特例法の質問ですけれども、いま日本との間にける通商航海条約ですね、これが期限が切れておる現状を一体どうするかという問題がしばしば問題になつてゐるのですけれども、これと現在の特例法との関係というのはどういうことになつてゐるのか。

○説明員(吉国二郎君) 御承知のとおりでございまます、日本とアメリカとの問題の、いまの経済上での、あるいは金融上の状態がどうなつておるかと、いうことが、なかなかつかみにくいけれど、それが先行していくという行き方は正常な問題ではないと考へますが、これは後日またざらに深めたところで質問することにして、きょうは私も

二、三、資料の点でもって要求したいのがあります。

それは、日本とアメリカとの問題の、いまの経済上での、あるいは金融上の状態がどうなつておるかと、いうことが、なかなかつかみにくいけれど、それが先行していくという行き方は正常な問題ではないと考へますが、これは後日またざらに深めたところで質問することにして、きょうは私も

二、三、資料の点でもって要求したいのがあります。

○鈴木市藏君 國別に出ていますね。

○説明員(吉国二郎君) 四国の、一応お手元に差し上げてございます。なお、投資額の國別につ

きましては、実は私どもの所管ではございませんので、國際金融局とも相談いたしてみますが、どうなんでございますので、できる限り努力いたしましたが、資料的に整備されませんときは御容赦願いたいと思います。

○大竹平八郎君 これは通産省に伺うのかもしれませんが、おわかりになつた程度でけつこうなん

だが、國別には申し上げませんが、現在日本がいるところ、こういう特例法がいま問題になつてゐる機会に、一休、アメリカの日本におけるところの、日本で事業を営んでいる、またこういうふうな特例法に適用されるべきそういう法人というのは、一体どれくらいあるのか。これが第一です。

それから、日本に対する、つまりアメリカあるのはその他の国、いまここに条約案のぼつて、いる以外の國も含めて、一休どれくらいの投資額あるというものが國別に日本に來ているのか。これは今まで、この委員会でもしばしば実態を把握するという点で質問を行ないましたけれども、ある

いはまた資料要求を行ないましたけれども、いつも國別では明らかになつてこない。明らかになつてこないことには、このような実態が把握されませんので、一休どういう状態になつてゐるのかと、いうことが明確にならないのですから、どうしても國別の日本に対する投資額を、そうしてまたこのようないくつかの適用を受けると考えられる法人的数を、ひとつ資料として提出していただきたいと思います。

○説明員(吉国二郎君) ただいまの資料の御要求でございますが、やや不完全かと存しますけれども、ただいま御配付申し上げました資料に、法人

とあるいは投資關係が、四国について……。

○説明員(大倉真隆君) 調査官にかわりまして御説明申し上げますが、最初の御質問の技術援助の件数がどれくらいあるかという点につきましては、実は本日御配付申し上げました提出資料の中

に國別に件数があがつております。それをごらんなつてゐるか。それがもしわかつたら、ひとつ知らしてください。

○大竹平八郎君 このままではちょっとわからぬので、説明してください。

○説明員(大倉真隆君) ちょっと非常にごちゃごちやした表でござりますが、お手元を開いていただきまして、左から大きなワクで四つ目に、技術援助と書いたところのワクがございます。その

技術援助の國の欄が、アメリカのところで申しますと、上の欄は、日本からアメリカに技術援助している件数で、六件、それからカナダから日本

が受けている技術援助、これが一千六百三件、これが三十八年度末までの累計の件数でございま

す。以下同様にありますて、日本からカナダにゼロ、カナダから日本に三十九件、日本からフランスへゼロ、フランスから日本に八十二件、日本か

らスウェーデンにゼロ、スウェーデンから日本に

弱いから寄ってきたんだ、それは体質じゃないかということで、体質についてはやはり改善していく。しかし、直接のその動機になつたのは金融だらうと思うのです。しかし、金融だけじゃないこともわかるわけです。とするなら、金融がもし導火線だったとするなら、金融に対してはこうやる、そういうやなくて供給過剰的なものがあるとするなら、それに對しては合理化を進める、近代化を進めるということは、それとは反比例していくわけですね。ですから、そういうことに対してもういうふうにいまの供給過剰型のもの——いや、そうじやなくともっと生産は増していいものだというふうにお考えになつておられるのやら、これは設備投資の問題ともからんでくるわけですね。でも、大企業ばかりやつているのじやなくて、中小企業も御指摘のように近代化あるいは合理化をやられれば、当然そこに生産というものが伴つてくるわけです。しかし、低生産だといふと、競争で負けてしまう、生産過程で。そこでたくさん出てきたのだ。つくり出されてきた。そういう矛盾一切が中小企業にしわ寄せがされているということはわかるわけです。

しよう。したがいまして、中小企業のあるべき方向ということは一がいに言えないし、また言う必要もない。

したがって、むしろわれわれはいたしましては、今後はこういう場合にはむしろこういう独立の方向でいくのである、こういう場合にはむしろ、さっきいいましたように、系列関係をはっきりした形でもって少し長期的な観点から系列を考えていくというふうに、むしろ業界なり個々の置かれているそういう方針特殊な立場において、みんなそれぞれの私は行き方があるんじやないか。したがって、われわれといったしましては、一がいにどっちの方向にすべきであるということを言う必要もないし、むしろかえってそれは妥当ではない

○成瀬幡治君 あまり通産行政の問題になりますから、私もやめますが、あなたのほうから資料としていただいておる企業倒産の状況がございますが、これはやはり負債総額のところに一千万円以上になつておりますが、これは資本金は全然関係がないわけですね。それから、資料が東京商工興信所から出ておるもののようにございますが、中企業としてどのくらい、三百万円でも倒れておれば、私は中小企業の倒産だと思いますが、件数が減ったとかふえたということを、いつも資本金あるいは負債額で統計が出ておるわけですが、中企業厅自身の何か独自なこういう資料はございませんか。

○説明員(荒玉義人君) 大体、いまの状況ですと、負債額一千円というところではほとんどカバーできると思いまして、したがって、われわれといったしましては、これにございますように、東京商工興信所でございますが、ほとんどカバレージが一〇〇%とは言いませんけれども、相当部分がこれに入つております。したがつてわれわれ自身で独自でこういったものの調査をやっておりま

○説明員(荒玉義人君) これはいろいろ検討したことはあるのでござりますが、こういった形のものをすべて調査するということが、実際問題、非常にむずかしい面がございますので、したがいまして、大体これで全体の趨勢がわかると思います。そして、そういう実際上のむずかしさと、大体これでいいという形で現在まで来ております。

○西川甚五郎君 これはあれですか、この倒産数ですね、まあ倒産するには赤字倒産と黒字倒産の二つがあるですね。それの区別はないですか、この中には。これは一番肝心な問題ですよ。黒字で倒産する場合と赤字で倒産する場合と、これはまたやり方が違うのですよ。そういうふうにお分けになつた数字はありませんか。

○説明員(荒玉義人君) 黒字倒産、赤字倒産といいましても、実際上はなかなかむずかしいと思いますが、まあ大体関連して、つまりある大きなのが倒れまして、関連して倒産したものを大体黒字倒産と見れば、そういう形のものは、われわれのほうで別に調べたものはございます。

○堀末治君 この表はあなたのほうの表でなくして、東京商工輿信所ですね。あなたのほうからもらった表は、毎日新聞にも出ておつて、われわれはよくわかつておる。そこで、あなた、こういうものは中小企業庁でお調べにならぬのですか。

○説明員(荒玉義人君) さっき申しましたように、これは個々の企業の信用の内部にまで立ち至つて調査をして初めてこういった結果ができるところに、各支店をしていまの倒産の状況をよく調べるということから、われわれ自身がそういう形の調査が实际上可能かどうかというあたり、少し疑問があるのですから、いまのところ考えございません。

○堀末治君 こういう倒産が次から次に続いていいる。実はこの間もここに日銀総裁が来ていいろいろお話をあつたのですが、そのときの日銀総裁の話の中に、各支店をしていまの倒産の状況をよく調べせしめている、こういうお話があつた。私はその調査がいつできるかわかりませんですけれども、いずれ委員長を通して日銀の調査をひとつも

らおうと実は思つておるので、おそらくこういうものが調査できるのは、中小企業庁ないしは日銀、日銀はもとよりですが、大蔵省の財務局の調査ができる。私はこう思うのです。ですから、これは、いま西川さんから黒字が赤字か、こういふ御質問が出たのですが、これは大別しただけのもので、一番大切なのは、一体どうして倒れいるのかという原因を調べることが非常に大切だと思う。中小企業庁としては、いろいろ中小企業の政策のために指導行政をとつていかなければならない。その指導行政をとつていく上において、これほど倒産があつて、あれもやり、これもやり、いろいろ施策は講じているが、その原因をきわめないで、一体政策のどこを推して通産行政ができるか、私はこう思うのですが——これらの要するに倒産の原因をずっとお調べになつたものはないですか。

○説明員(荒玉義人君) どうもたびたび引用して恐縮でございますが、一応この東京商工興信所の関係で、たとえば、非常に在庫が多くて金が統かない、あるいは設備投資が少し見込み違いなどといふあたりのものがあるわけでございます。したがいまして、大体まあ全部ずっと通じて見ましても、まあおおむねの原因はそこからわかるかと思ひます。だから、この内訳なり、そういうた原因別のものは興信所自身出しております。それを中⼼にして、大体同じ傾向が続いておりますので、それで推測できるかと思います。

○堀末治君 いまあなたのお話を聞くと、興信所としておる、こういうのですが、興信所は興信所で、これは商売なんです、実際。ですから、私は、中小企業庁としては、これは興信所にやらせる仕事ぢやなくて、中小企業庁自身がやって、それはいわゆる指導行政をしていくためにはぜひ必要だと思ひます。そういう原因を、これこれこれといふことをたくさんやれば、やはり業者の中には、それを見て、自分のところの商売の実態と比べてみると、これは在庫が多い、あるいは貸しが多い、こんなことをしていると倒れるというような

ことも、それからだいぶ参考になつて氣をつける
ようになるだらうと、私はこう思ひますがね。
どうしても、あなたのお話のように、興信所なん
かたよらないで、興信所は興信所で商売でやつて
いるのですから、これは黙つてやらせればいい。
あなたのほうはあなたのほうで、要するに指導官
庁としてそういうことを当然やつて、そういうも
のを早く發表してやるということが指導行政の上
からぜひやらなければならぬことだと私は思う
のですが、おやりになつていいのですか。
○説明員（荒玉義人君）いまおっしゃったのは、
たとえば、ここにございますように、三十九年度
が四千二百十二件あります、それが原因別にど
うかということは、さつき私申し上げたとおり
やっておりません。

ただ、指導行政の面でどうかということをごさ
います、これはたとえば財務比率で、ある一つ
のケースなり、それからたとえば売り上げ高、利
益率があつたとか、それからあるいは經營資本に
対する売り上げ高がどうのとか、いわゆる財務諸
表その他の、全部いろいろのケースがござります
が、そういったそれぞれのケースがどういう事態
になつたら危険だから注意しなければいけないと
いう意味の、つまり個々の企業を指導する場合、
そういういた指導基準といふものはござります。
したがいまして、われわれが指導する場合に
は、やはり経営全体を見て、一つのそれぞれ指標
が、相互関係を見てどういう事態になつたらあぶ
ないのだから注意しなければいかぬという意味の
ものはござります。したがいまして、そういった
場合の経営の指導という面におきましては、いろ
いろ個々にそういうものをつくりまして、した
がいまして、そういった倒産しないような指導と
いいますか、これはまあ倒産しないというと諱弊
がありますが、経営の健全化にはどうしたらいい
かというあたりの、指導のための基準というものが
は、これはございます。そういう形でやっており

な話があるかと思つて聞いたら、そういう話はない。

しかし、いま御質問を聞きますと、西川さんのお話で、関連倒産のものとそうでないものとの資料があるようになっております。いまここで数字が言えますか。

○説明員(荒玉義人君) いまございませんので、さっそく委員部のほうに提出いたしたいと思いまして、委員長、やってください。お願ひします。

○成瀬幡治君 私も、これ以上のことをやつても無意味ですから、これでおきますけれども、もう少し——中小企業の立場の人たちは、やはり中小企業局というものがある、われわれの味方いろいろなことに対してもかげながら援助しておつてくれます。たとえば手形の問題に対してもいろいろと政府の中で、銀行に対しても、あるいは通産省、大蔵省に対しても、強い要求の意見を出しておりますから、もらえる、というふうに期待しておりますから、やはり期待をされているように動いてもらいたいと思うのです。またの機会に私をあらためて聞きたいと思います。

○堀末治君 一つ申し上げておきますが、なぜ私どもは原因を聞いておるかといえば、私の知つておるのは、いかゆる親企業、大企業からしわ寄せされてのびておるのがだいぶあるんですよ。そういう問題はなかなか、中小企業局だけの行政では容易ではない。親企業、大企業のほうをある程度矯正するとかいうやり方をやらなければできない。そういうことですから、そういうことを問はずするのではなくて、あなたの方でできないかもしれませんけれども、幸いにわれわれならこの席を通して言えるのですから、どちら、私はその原因をあなたのほうで調べたらこうなっているということを言つてくれたら、ここでいうことも言えると思う。だから、そういうことを聞いているのですから、もう少し精細におやりなさい。それがほんとうに中小企業の使命を生かすことであると同時に、日本の大切な中小企

業を生かすゆえんであると思います。ですから、どうか至急そういうことを調べて、もう一べんあらためて、委員長、やってください。お願ひします。

○委員長(西田信一君) ちょっと私から具体的な問題で一点見解を聞いておきたいと思います。それは、たしか去年の秋だと思いますが、最高裁判所に對して訴えがあつて、そうして超過した分は元本に組み入れるという判決が下されたわけですね。ところが、これがだいぶ中小企業に關係が生じてくると思うんですけれども、一般貸し金業者で相当問題になつてきているわけです、これが御承知だと思いますが、そういう、たしか二十九年だと記憶しておりますけれども、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律といふのができて、そうしてそれの第五条だと思いますが、高金利の処罰がある。日歩三十銭をこえたならば、これは刑法罰を受けるという法律ができたわけです。だから、これはそこまで許されたといふことになるのかもわかりませんが、一般金融業者は三十銭までは取れるのだという観念でやつておる。ところが、いまこういう判決が出たといふことになるのかもわかりませんが、むしろ社員の立場から好ましいことなのか好ましくないのか、そこにいろいろ複雑な問題があると思うんですね。

そういうことで、金融が引き締められているとおると、いう形が出ておると思うのですが、そういうことが、金利が安いにこしたことがないのだから、金利が安いといふことになればけつこうだといふ立場であるが、あるいはまたそういうことにあって、一般的の貸し金業者、金融業者が商座をやつていけないということになつて、そういう面から中小企業、あるいは中小企業でなくともそういう面の金融を利用しているところが相当あると思うが、そういう点から逆効果が生ずるという点で相

当問題だと思う。こういう点について、中小企業と金融は非常に密接な關係があつて、いろいろ議論になつてゐるのだが、そういう立場から、中小企業はこういうことに対してもういう見解といふか考え方を持っているか、また大蔵省もこういふ問題をどういうふうに見ておられるか、ひとつ見解を伺えれば伺つておきたいと思うのです。

○説明員(塙谷忠男君) ただいま御質問がございました昨年の最高裁の判決の問題でござりますが、このことが中小企業者にとりましては非常に把握が困難でございまして、昨年の秋以来今日までの間においてどういうような趨勢にましては、貸し金業の実態というものは御承知のように非常に把握が困難でございまして、昨年の秋以来おりますか、手もとに資料がございませんので、的確な御返事は申し上げかねるわけでござります。

ただ、ただいまお話しになりました出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律に言つております日歩三十銭という金利は、そこまで取つてよろしいという意味よりは、むしろ社員の秩序維持と申しますか、あるいは金利に関する一つの犯罪性の限界と申しますか、そういう一つのめどを示したものでございまして、三十銭までは法律によつて許されている、こういうような意味で、金利がその限度にまでは幾ら高くてもいい、こういう趣旨ではないと思うのであります。全般的にはなるべく中小企業者に對しては低利で長期の金を供給するというのが本旨でございますから、私どもはかねてからこういった意味の高金利というものをできるだけ押えるという指導を行なつてきておるわけでございます。

利息制限法のほうは、裁判所の効果と申しますが、効力の問題でございます。利息制限法にきめられておる利率以上の利息は元本に充當するといふ趣旨のことになりまして、このことは債務者にとりましては有利な話であるわけでござりますが、これが逆に申しますと、貸し金業あるいはその他の金錢の貸し付けをなす者にとつては不利な

判決ということになるわけでございますが、しかし、これをどういうように評価するかということになりますと、これは非常にむずかしいわけでござります。一般的に金利は安く貸すほうがいいと、これはそのことによつて貸し金業者が資金の融通を非常に制限するとか、あるいは全体として貸し金業を通じての金融の道が非常に狹まるといふようなことになりますと、結果としては中小企業者にとって必ずしも有利ではない、こういうことになりますが、これらは損得と申しますか、利害得失の点につきましては、いま直ちにどういう程度にそれがなつていているということは、いまの段階では何とも申し上げかねるわけでございます。

さりとて、これを統計的に把握できるかと申しますと、これも実は、貸し金業に關する実態が、御承知のようにこれは届け出事業でございまして、正規の金融機関のようにも免許事業ではございませんので、したがいまして、報告書類その他につきましては従来あまりひんぱんに行なわれてない実情でございます。したがいまして、短期間にその結果についてどうかという御質問に對しまして、私、ただいまの段階ではちょっと抽象的なお答えしかできないのでたいへん恐縮でございますが、以上のような答弁でお許し願いたいと思います。

○説明員(荒玉義人君) いまの最高裁の判決自身は、私たちの目から見ますと、むしろ望ましいといふような感じを持っております。と申しますのは、まあ非常に、さつきの倒産の原因調査をやつていないじゃないかといふことから申し上げて恐縮なんですが、そういうかなり高利でというものが相当な原因になつてゐることは事実であろうと思います。

に各地に信用保証協会がござりますので、そう
によって金を借りるということをございます。ま
あ、御承知のように、今国会にわれわれは無担保、
無保証制度というものを、これは特別交付でござ
いまして、三十万でございますが、要するにそれ
も一つのそういうあらわれ方だと思います。つま
り、担保なく、保証人なく、保証協会は保証してい
く。そうして保証協会の保証によりまして、そう
無理な高利の金を借りないような姿にやつてい
く。場合にはれば政府関係機関から、ある場合に
は肩がありしていくとどう方向で考えていくってお
りますので、むしろ好ましい判決ではないか、か
ように考えております。

○鈴木市議君 一つだけ資料的なものとして……。
私たちも、この点を知りたいと思っておるのでお願
いするわけですがれども、いま手元にないの
で、いつの朝日新聞というようにはつきり申し
上げることはできないのですけれども、私の記憶
しているところによる二月の上旬の朝日新聞の
夕刊に載っていた一つの数字が、私には非常に問
題だと思うのです。それは、アメリカにおける中
小企業の倒産の数字が出ておる。たぶん私の記憶
では、一年間に十数万の企業がアメリカでは倒産
しておるということで、それは日本とは比較にな
らないほどの膨大な数になるのです。ところが、い
かにアメリカといえども、年間十数万の企業が倒
産をしていくということになれば、その持つて
いる社会的深刻性というものは、これは容易なら
ぬことだと思うのですよ。ところが、それほどでは
ないようだ、こういうことになると、一体アメリ
カにおける中小企業の倒産というもののもたらし
ている諸影響、性格ですね、それが日本では、倒
産ということが何か社会的犯罪であるかのことく
取り扱われている。その大きな性格上の相違と
いったようなものははどういうところにあるのか。
これを一へんひとつ、朝日新聞に出ておった、ア
メリカにおける年間十数万件にのぼる中小企業の
倒産というものの実態を、できたらひとつ資料と

○説明員(荒玉義人君)　どの程度できるか、ちょっとといいますと私は……できるだけ努力してみたいと思います。

○津島壽一君　私は、先ほどからの質疑応答を聞いて非常に遺憾であると思ったのですが、倒産した部分の企業の倒産の原因というものがあるので、まあ倒産したものはしかたがないんだと、しかし、生き残ったものをどう防止するか、あるいは予防するかというのが、中小企業庁のいたすべきことであるというように伺つたのですが、しかし予防するについても、すでに倒れたものの原因がどこにあったかということは私は重大な関係があると思うのです。したがいまして、資料要求としては、この東京興信所の調査、これは千万円の融資を受けている、それ以上のものであると思うのです。数字はわからぬから何とも言えませんが、大体そう想像するのですね。

そこで、はなはだ御迷惑というか、御苦労ですが、けれども、大体融資を受けている額が五百万円以上千万円未満、この表に載っていないもののそちらいった企業で昨年中に倒産したもの、これも全國じや相当でしょうから、全部これを何とか調べるということは困難ですから、ある相当の数について、その倒産した事由、事情を調べていただく。幾つかの原因項目に分けて、ひとつ調べたらどうか。

しかし、いまの中小企業庁で人も足りないということであれば、私はこういうような方法を講ずればいいと思うのです。たとえば、政府から日銀に委嘱して、全国の金融機関、これは融資ですからわかるわけです。たとえば公庫、相互銀行、普通銀行、信用組合、これらは各県庁にちゃんととわかっていますから、その機関を通じて、ここには何件あるというふうに、これは重複を避けなければ一緒に提出できるようになります。西川さんのはうから出されたものと、ですがね。

ばいかぬと思ひます、ある県において百姓、ちらで百件、合わせれば四千件になるわけですね。それを調べて、原因別に仕分けをする。そういったような統計を、これは下からずっと積み上げて、総計しなくちやいかぬ、そういうものを一べんつくつてみたらどうか。これは、あれば、資料としてひとつ出していただきたい。なければ、一定の機関に委嘱すれば——日銀にさいはいを振つて調べてもらえば、必ずできることじゃないかと、思うのです。全日本残らずやれというのじゃないのですから。

これは、たとえば交通事故ということはいま倒産と並んで重大な問題です。これはすべて原因が書いてある。一万件の事故があつたら、酔っぱらい運転が二百とか、それから踏切事故が幾らあつたとかなんとか書いてある。その原因こそ、将来的の交通事故防止対策というものの基本になるだらうと思う。したがつて、道路交通法を改正して、酔っぱらい運転を厳罰にすると、踏切といふものには運輸省で何億円かけて早くやるとか、そういうことは、あれを見れば対策がわかつてくる。それはいま事故を受けた人でない、現在道を歩く人にとつて非常に重要な予防対策になるわけです。それなしに、ただ何とかかんとかいうのでも、一般に中小企業なら金融をもつとやれなんと、いうくらいで抽象的なことでは、これは私はいまの時代に的確なる対策とはならぬと思うのです。

したがいまして、はなはだなんですが、三月じゅうくらいに、今期国会でわれわれがそれを見せて、そのあとであらためて審議、対策を考えると、ここでひとつ資料として提供していただきたい。されば、私は、ここに五百萬円以上二千万円以下で、この興信所の調べにないもので、倒産したものの全国にわたつての調査、その原因で仕分けして、ここでひとつ資料として提供していただきたい。それは、中小企業府自分でやるといったって、できませんよ。融資する機関が、これはちやんと、自分が貸して貸し倒れになつたとか、取れないとか、整理しておるとかというものがある。

これは財務局でもよくわかると思う。金融機関は、各地方にある。各県で百件ずつ調べてみてある。でも、これは四十何県ですか、四千何百件、ちょうど同じ数になるのです。おそらくそれ以上あるかもわからぬけれども、それは全面的にやる必要はない。交通事故の防止対策は、これは原因探査から、いまそういう事故にあっていない人に対する予防対策としてやっているのですから、私はやはり方としてはきわめて簡単だと思うのですが、もういう点についての資料が提出できないかどうか。

私は、これは大臣が長官あたりにこの場で引受けただければ、事がはつきりするとと思うのですが、しかし、きょうは、その程度の資料の要求といふか、御相談を願って、実現を委員長か上へまではかかっていただくようにならうと思います。○説明員(荒玉義人君) 要するに、いま一千万円以上の負債額でございまして、その以下を少しあはつきりしておいたらどうかということですが、こういうことならおそらく……といいますのは、全国での実態だということではなくて、たとえば国民金融公庫なり、あるいはそういった政府機関なり、あるいはそういうもののある程度の集団によりまして、そうして一千万円以下の場合に、どういう原因かというような、いわばサンブル的な意味のことでしたら、そう時間はかからざりにいけるかと思います。ただ、全国を網羅したところによりますと、ちょっと相当時間をかけて、もどうかという感じがしますが、そういう意味の、要するに一千万円以下の場合と一千万以上は、どういうところで違うかという意味の比較程度でございますれば、むしろそういった特殊なものを通じて、あるいは可能かと思います。

○津島喜一君 調べる項目をここでどうこう言ふ業種別のが出てきますね。紡績とか、製造業、営業、こういう業種は大体標準ですが、これはどこにあるから、比較の便宜上それを選ぶとか、これから、サンブルということばは、これは私は何

から。 う意味です、少なくとも四千件という標準がある
といふのが、そのまま原因はどうかという、まあ
これがいいとわからぬですが、なるべく多くとい
うから。

か。
す。これはできるでしょうか、できないでしょ
う。

況から見て、当委員会は真剣に取り組みたいといふことで、きょうおいでを願つたわけです。衆議員の関係もございまして、部長以下の御出席しかなかつたわけでありますけれども、質疑を通して、いろいろおきながい出ております大本多々ある

○委員長(西田信一君) しま津島委員から御要望の資料は提出していただけますか。

○説明員(荒玉義人君) いい。

○委員長(西田信一君) 御要求の資料は御整備願います。

○説明員(荒玉義人君)ちよつことはが見えませんでしたが、サンブルという意味は、かりにいまの国民公庫を通じて見た場合という意味でございまして、まあこれは一つの、国民公庫がサン

万円以上千万円以下の負債金額にかかる企業の倒産状態についての調査の問題でございますが、企業倒産ではございませんが、実は昨年の秋に、私のほうと銀行協会とが話し合いをいたしましたて、もう少し規模の小さいところでと申します

なかつたわけでありますけれども、質疑を通しまして、いろいろ各委員から出でております大体みな一致した意見は、資料も十分でございませんけれども、倒産のこの件数等も直接中小企業庁では把握されておらない。ことにその原因の探究に至つて

○委員長(西田信一君) 御要求の資料は御整備願
います。
本件につきましての質疑は、本日はこの程度に
いたします。
本日はこれをもって散会いたします。

ですから地方の状況を報道するのです。そのとき
に、私の管内においては倒産者が非常に多い、中
小企業が多いというふうなことですから、日銀の
支店には調査課というのがあって、當時そういう
ことを調査しているのです。国民金融公庫へ行つ
て、君のところ貸して倒れたの何件か、こんなも
のは全面的にならないのです。数の問題じやない
のです。調査機関が接触している部面が異なれ
ば、そこにいろんな様相があらわれてくるとい
うもので、われわれ判断したんですよ。そういう意
味です。そのことと、質屋までやるといふのと
は、そういうことじやない。金融機関別におのおの
の違った患者を扱っている。外科医もあれば、内
科医もあれば、耳鼻咽喉科もある。そこから來
て、原因はどこにあったかということにならぬ
と、それはいかぬですよ。これは神経科のほうに
行って、どうやって死んだということを調べたっ
て、判断の資料にならない。そういう意味のを要
求するのですがね。だから、いまの答弁だと心細
く感じましたから、あらためて私は念を押しま

○委員長（西田信一君） 資料として。
○説明員（塩谷忠男君） それでは、そういうことに。
○委員長（西田信一君） ただいま中小企業庁の影響次長が出席をいたしましたが、御質問はござりますか。
○成瀬幡治君 いま津島さんの資料要求、それでいいですか、中小企業庁として。
○説明員（荒玉義人君） いま大蔵省から塩谷さんのおひしゃったような点と、それからわれわれのさつき言いました三機関等を通じました資料と合わせまして、そしてできるだけ全貌がわかるような形でやりたいと思います。
○委員長（西田信一君） ちょっとと委員長から、影山次長もお見えになりましたから、ひとつ御質問

て、そしてもう少し掘り下げた検討をすべきである。こうしたこといろいろ各委員から御発言があつたわけです。したがいまして、そういう資料を整備していただいて、またかかるべき機会にもう少し掘り下げた質問もする機会を得たいと思うのであります。そういうふうにひとつ御準備をお願いしたい。

また、この機会に何か御説明があれば、承っておきたい。

○政府委員(影山衛司君) 委員長の先ほどのおとばの、倒産原因の実態把握と探究という点につきまして、私ども倒産問題につきましては一生懸命取り組んでおるつもりでございますけれども、なお足りない点もあることを反省しております。ただいまの御趣旨の線に沿いまして、なお一そ羌実態の把握につとめたいと考えております。

○津島壽一君 いまの、調査したものがあれば出していただいて、それ以外にですね、私が申しましてこれに見合つたような調査を、千万円未満のもの、それは承諾されたわけですね、政府側。

頤 第七二〇号) (第七三一号) (第七三九号)
(第七四三号) (第七六五号) (第七六九号) (第七七八号) (第七七九号) (第七八〇号)

一、入税税撤消に関する請願 (第七五六号) (第七五五号)

第七二〇号 昭和四十年二月五日受理
所得稅法第六十一条第三項廢止に関する請願
請願者 埼玉県川口市並木町二ノ二 神作政男外一名
紹介議員 烏當徳次郎君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七三一号 昭和四十年二月八日受理
所得稅法第六十一条第三項廢止に関する請願 (五

請願者 東京都板橋区志村町一ノ六 木村紹介議員
田上 泉外四十名
松瀬君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

○津島喜一君　あまりこたわる問題じゃないので
ですが、国民金融公庫は一つの金融機関です。これ
から出すものと、普通の銀行から出すものとは、
またおのおの原因が違っている場合もあるから、
金融機関のある種のものだけからそのまま、サン
ブルということばはどうか、何をとっても判断の
資料としてはまずいのですね。したがいまして、
日銀の支店長会議では、支店長はこれは本店へ来
てから地方の状況を報告するのです。そのとき
に、私の管内においては倒産者が非常に多い、中
小企業が多いというふうなことですから、日銀の
支店には調査課というのがあって、當時そういう
ことを調べているのです。国民金融公庫へ行つ
て、君のところ貸して倒れたの何件か、こんなも

なっているかということを調査しようとし、たいがい
ということになりまして、実は銀行協会におきま
して、昨年の十月以降、いわゆる手形交換所にお
きまして取引停止を受けたものの負債金額あるい
はその原因別調査というものをやることにいたし
まして、最近に至りましてその調査結果が一応ま
とまつたものがござりますので、ただいま津島先
生から御要求の資料とはそのまま合致するとは申
しかねると思いますが、ほんぞれに近いような内
容がある程度把握できると思われますので、
ちょっとその内容について御説明申し上げたい
と思いますが、あるいは資料として後ほどお配
り……。

わればいいらしいのにないか、もとより専門の専門知識を把握して、そうしてやらなければ、原因に触れないので行政指導をしておってもわからない、中小企業庁あつてなががごとき結果になつてゐるのではないかという、たいへんきびしい御批判が各委員から期せずして出たのです。それの実態を、もう少し的確な資料を中小企業庁がそれぞれの機関を通じてなりしてここに資料を出していただい、そしてもう少し掘り下げた検討をすべきである、こういうこといろいろ各委員から御発言があつたわけです。したがいまして、そういう資料を整備していただいて、またかかるべき機会にもう少し掘り下げた質問もする機会を得たいと思うのであります、そういうふうにひとつ御準備を頼みたい。

二月十九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は十二月二十三日)
一、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律案
二、所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願(第七二〇号) (第七三一号) (第七三九号)
(第七四三号) (第七六五号) (第七六九号) (第七七八号) (第七七九号) (第七八〇号)
一、入場税撤除に関する請願 (第七五六号) (第七五五号)

のは全面的にならないのです。窓の問題しかし
のです。調査機関が接触している部面が異なれ
ば、そこにいろんな様相があらわれてくるという
もので、われわれ判断したんですよ。そういう意
味です。そのことと、質屋までやるというのと
は、そういうことじゃない。金融機関別におのお

○委員長(西田信一君) ただいま中小企業庁の藤山次長が出席をいたしましたが、御質問はござりますか。

○成瀬幡治君 いま津島さんの資料要求、それで

○政府委員 影山衛司君) 委員長の先ほどのおことばの、倒産原因の実態把握と探究という点につきまして、私ども倒産問題につきましては一生懸命取り組んでおるつもりでござりますけれども、また、この機会に何か御説明があれば、承っておきたい。

第七二〇号 昭和四十年二月五日受理
所得稅法第六十一條第三項廢止に關する請願
請願者 埼玉県川口市並木町二ノ二 神作
紹介議員 鳥居徳次郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

の違った患者を扱っている。外科医もあれば、内科医もあれば、耳鼻咽喉科もある。そこから来て、原因はどこにあったかということにならぬ上、そればかりでなく、これは神経科のまことに

○説明員（荒玉義人君）　いま大蔵省から塩谷さんのおっしゃったような点と、それからわれわれのさつき書いました三機関等を通じました資料と合つせまして、そしてできるだな全貌がわかるよう

第七三二号 昭和四十年二月八日受理
所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願
(五)

卷之三

卷之三

卷之三

清願者 東京都板橋区志村町一ノ六 木村

第七三九号 昭和四十一年二月九日受理
所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (二)
十六通)

講願者 東京都板橋区仲宿六一 和田稔外

五十六名

紹介議員 安井謙君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七四三号 昭和四十年二月九日受理

所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (五)
通)

請願者 千葉県市川市市川町五ノ一、六五
一城不動産内 城百雄外四十名

紹介議員 田上松衛君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七六五号 昭和四十年二月十日受理
所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (五)
通)

請願者 神奈川県鎌倉市雪ノ下六一七
谷圭之助外一名

紹介議員 柴谷要君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七六九号 昭和四十年二月十一日受理
所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (五)
通)

請願者 東京都豊島区池袋七ノ一、九八
八 高質直外百八十五名

紹介議員 田上松衛君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七七八号 昭和四十一年二月十一日受理
所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (五)
通)

請願者 東京都足立区梅田町五ノ三ノ一
三 佐藤六助外四十九名

紹介議員 田中一君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七七九号 昭和四十一年二月十一日受理
所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (二)
通)

請願者 東京都大田区調布嶺町一ノ四四
村上新平外四十八名

紹介議員 柴谷要君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七八〇号 昭和四十年二月十一日受理
所得税法第六十一条第三項廢止に関する請願 (二)
通)

請願者 横浜市中区根岸町二ノ九八マルシ
メ不動産内 塩沢誠之助外九十九

紹介議員 濑谷英行君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七五六号 昭和四十年二月十日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 鹿児島市東千石町六六鹿児島県興
行環境衛生同業組合長 上原三郎

紹介議員 田中茂穂君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第七七五号 昭和四十年二月十一日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 鹿児島市東千石町六六鹿児島県興
行環境衛生同業組合内 田村仰外

一名 紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第四号中正誤

ペ	ト	シ	段	行	誤		
二	二	二	二	二	二	正	
リ	リ	リ	リ	リ	リ	色彩も	
四	四	四	四	四	四	色彩も	
終	終	終	終	終	終	進んで	
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら	ら	ら	ら		
り	り	り	り	り	り		
わ	わ	わ	わ	わ	わ		
ら	ら	ら					